

岡山県行政書士会会則

(平成21年6月1日施行)

目 次

- 第 1 章 総 則 (第 1 条—第 5 条)
 - 第 2 章 会 員
 - 第 1 節 入会及び退会 (第 6 条—第 1 9 条)
 - 第 2 節 入会金及び会費 (第 2 0 条—第 2 1 条)
 - 第 3 章 総 会 (第 2 2 条—第 3 2 条)
 - 第 4 章 役 員 (第 3 3 条—第 4 1 条)
 - 第 5 章 正副会長会等 (第 4 2 条)
 - 第 6 章 理事会 (第 4 3 条—第 4 8 条)
 - 第 7 章 業務組織 (第 4 9 条—第 5 1 条)
 - 第 8 章 綱紀委員会 (第 5 2 条—第 5 8 条)
 - 第 9 章 会員の懲戒処分 (第 5 9 条—第 6 4 条)
 - 第 1 0 章 行政書士の登録の事務 (第 6 5 条—第 6 6 条)
 - 第 1 1 章 会計及び資産 (第 6 7 条—第 7 7 条)
 - 第 1 2 章 会員の責務 (第 7 8 条—第 8 3 条)
 - 第 1 3 章 指導及び調査 (第 8 4 条)
 - 第 1 4 章 執務通則 (第 8 5 条—第 8 8 条)
 - 第 1 5 章 報酬の額の統計 (第 8 9 条)
 - 第 1 6 章 補 則 (第 9 0 条—第 9 1 条)
- 附 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、岡山県行政書士会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、第6条に規定する会員（以下「会員」という。）の指導及び連絡に関する事務を行うこと並びに県民の利便に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に係る事業を行う。

- (1) 会員のための業務指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の品位を保持するための指導及び連絡に関する事項
- (3) 日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）が行う行政書士の登録及び行政書士法人の届出の事務の一部に関する事項
- (4) 会員の入会及び退会に関する事項
- (5) 会員の業務に関する法規の調査及び研究に関する事項
- (6) 会員の業務に関する調査、研究及び統計に関する事項
- (7) 講演会及び研修会の開催に関する事項
- (8) 会員の研修に関する事項
- (9) 関係官公署との連絡調整及びその事務への協力に関する事項
- (10) 非行政書士行為の排除に関する事項
- (11) 広報活動に関する事項
- (12) 会報の編集及び発行に関する事項
- (13) 業務関係図書及び用品の購入及び斡旋頒布に関する事項
- (14) 福利厚生及び共済に関する事項
- (15) 会員が行う自主的業務研究の奨励に関する事項
- (16) 行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により指定試験機関が行う試験事務への協力に関する事項
- (17) 総合法律支援の実施への協力に関する事項
- (18) 裁判外紛争解決手続制度に関する調査及び研究並びに機関の設置及び運営に関する事項
- (19) 会員に対する苦情等の処理に関する事項
- (20) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）の交付等に関する事項
- (21) 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）に基づく申請取次行政書士の届出及び管理等に関する事項
- (22) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 本会は、会員をもって組織する。

(事務所の所在地)

第5条 本会は、事務所を岡山市に置く。

第2章 会 員

第1節 入会及び退会

(会 員)

第6条 本会の会員は、次項各号に掲げる行政書士及び第3項に掲げる行政書士法人とする。

2 行政書士である会員（以下「個人会員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 岡山県の区域内（以下「本会の区域内」という。）に事務所を有する行政書士

(2) 次項に規定する行政書士法人の事務所に所属する社員である行政書士

(3) 第1号に規定する行政書士又は次項に規定する行政書士法人の使用人その他の従業員である行政書士であり、当該事務所を行政書士名簿に登録している行政書士

3 行政書士法人である会員（以下「法人会員」という。）は、本会の区域内に事務所を有する行政書士法人をいう。

(行政書士の入会)

第7条 法第16条の5第1項の規定により、本会を経由して登録を受けた者は、その登録を受けたときに会員となる。

2 本会の区域内に事務所の移転をした者は、その移転があったときに会員となる。

3 前2項の規定により会員となった者は、別に定める様式による入会届を直ちに本会に提出しなければならない。

(行政書士法人の入会)

第8条 行政書士法人は、その主たる事務所若しくは従たる事務所を本会の区域内に登録したとき、又は本会の区域外から移転により登記したときに会員になる。

2 会員となった者は、別に定める様式による入会届を直ちに提出しなければならない。

(会員証及び記章の交付)

第9条 本会は、入会届を受理したときは、次に掲げる区分により会員証及び行政書士徽章（以下「会員証等」という。）を会員に交付するものとする。

(1) 個人会員

イ 別に定める会員証

ロ 日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則に基づく行政書士徽章（以下「記章」という。）

(2) 法人会員 別に定める会員証

2 会員証の有効期間は、5年とする。ただし、法人会員の会員証には、適用しない。

3 前項に規定するもののほか、会員証の有効期間に関する事項は、別に定める。

(会員名簿)

第10条 本会に会員名簿を備える。

- 2 会員名簿は、連合会に備える行政書士名簿及び行政書士法人名簿の副本をもってこれに充てる。
- 3 会員が知事の懲戒処分を受けたときは、その内容等を会員名簿に記載するものとする。
- 4 会員が本会を退会したときは、会員名簿にその事由を朱書し、当該会員に係る部分を除却して、別に保存するものとする。

(職印の作製等)

第11条 会員となった行政書士又は行政書士法人は、遅滞なく別に定める規格による職印を作製し、別に定める様式による職印届を提出しなければならない。改印したときも同様とする。

- 2 本会は、個人会員の申出により、職印届出証明書を発行することができる。
- 3 個人会員は、職印届出証明書の交付を申請するに当たっては、別に定める様式による職印届出証明書交付願を提出するとともに、別に定める交付手数料を本会に納入しなければならない。

(職印の管理)

第12条 前条第1項に規定する職印は、会員が自ら管理し、かつ、使用しなければならない。

(個人会員の変更届)

第13条 個人会員は、本会を経由して法第6条の4に規定する変更の登録を申請するときは、別に定める様式による変更届を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する届出により会員証の記載事項に変更を生じたときは、本会は、会員証を書換交付するものとする。この場合において、当該会員証の有効期間は、第9条第2項の規定にかかわらず、書換前の会員証の有効期間の残余の期間とする。
- 3 前項の規定により会員証の書換交付を受けるときは、別に定める書換交付手数料を本会に納入しなければならない。

(法人会員の変更届)

第14条 法人会員は、本会を経由して法第13条の1第2項又は日本行政書士会連合会会則第53条の5第1項に規定する変更の届出をしたときは、別に定める様式による変更届を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する届出により会員証の記載事項に変更を生じたときは、本会は、会員証を書換交付するものとする。
- 3 前項の規定により会員証の書換交付を受けるときは、別に定める書換交付手数料を本会に納入しなければならない。

(個人会員の退会)

第15条 法第7条第1項各号のいずれかに該当し、登録を抹消された者は、そのときに本会を退会するものとする。

- 2 法第7条第2項の規定により登録を抹消された者は、そのときに本会を退会するものとする。
- 3 他の都道府県の区域内に事務所を移転した者は、その移転があったときに本会を退会するものとする。

とする。

- 4 前3項の規定により本会を退会する者は、別に定める様式による退会届を提出しなければならない。ただし、個人会員が死亡した場合においては、その者の四親等内の親族又はその者と世帯を同じくしていた者から退会届を提出させるものとする。

(法人会員の退会)

第16条 法人会員は、その事務所の移転又は廃止により、本会の区域内に事務所を有しないこととなりその旨を登記したとき又は法人を解散したときに本会を退会するものとする。

- 2 前項の規定により本会を退会する者は、別に定める様式による退会届を提出しなければならない。

(会員証等の返還)

第17条 個人会員は、本会を退会するときは、本会に会員証等を返還しなければならない。また、知事による業務の停止の処分を受けたときは、本会に会員証を返還しなければならない。この場合において、当該会員は、記章の返還を要しない。

- 2 法人会員は、本会を退会するときは、本会に会員証を返還しなければならない。知事による業務の全部又は一部の停止の処分を受けたときも、また同様とする。

(会員証等の再交付)

第18条 会員は、会員証等を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、別に定める様式による申請書を提出して会員証又は記章の再交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により再交付を受けた会員証の有効期間は、第9条第2項の規定にかかわらず、当該滅失し、又は損傷した会員証の有効期間の残余の期間とする。
- 3 個人会員にあっては知事による業務の停止処分を受けたとき、法人会員にあっては知事による業務の全部又は一部の停止の処分を受けたときは、当該処分の期間が満了したときに、別に定める様式による申請書を本会に提出して会員証等の再交付を受けなければならない。
- 4 会員は、会員証等の再交付を申請するに当たっては、別に定める会員証等再交付手数料を本会に納入しなければならない。

(会員証の更新)

第19条 個人会員は、会員証の有効期間の満了の日までに、別に定める様式による申請書を提出して本会による更新を受けなければならない。

- 2 更新を受けた会員証の有効期間については、第9条第2項本文及び第3項の規定を準用する。この場合において、第9条第2項本文及び第3項の規定中「会員証」とあるのは、「更新を受けた会員証」と読み替えるものとする。
- 3 個人会員は、第1項の規定により会員証の更新を申請するに当たっては、別に定める会員証更新手数料を本会に納入しなければならない。

第2節 入会金及び会費

(入会金)

第20条 会員となった者は、入会届を提出するとともに入会金を本会に納入しなければならない。

2 前項の入会金の額その他の納入等に関する事項は、別に総会で定める。

(会費)

第21条 会員は、会費を本会に納入しなければならない。

2 前項の会費の額その他の納入等に関する事項は、別に総会で定める。

第3章 総会

(総会)

第22条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、本会の最高議決機関とし、個人会員をもって構成する。

(総会の招集)

第24条 定時総会は毎会計年度終了後2月以内に、臨時総会は必要がある場合に随時、第35条第1項に規定する会長（以下「会長」という。）がこれを招集する。

2 会長は、総会を招集するときは、開催日の2週間前までに、個人会員に対してその通知を発しななければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

3 前項の通知には、総会の日時、場所及び総会の目的である事項を記載しなければならない。

(特別招集)

第25条 会長は、個人会員の総数の3分の1以上の者から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面の提出により総会招集の請求があったときは、当該請求のあった日の翌日から1月以内の日を開催日とする総会を招集しなければならない。

2 前項の請求があった日の翌日から3週間以内に会長が総会の招集の通知を発しないときは、同項の請求を行った者が総会を招集することができる。

3 招集手続は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「総会の招集の請求を行った者」と読み替えるものとする。

(議決事項)

第26条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
- (2) 事業計画の決定に関する事項
- (3) 役員並びに綱紀委員及び綱紀予備委員の選任及び解任に関する事項
- (4) 会長及び副会長の選任同意に関する事項
- (5) 会則の制定及び改廃に関する事項

- (6) 入会金及び会費に関する事項
 - (7) 重要な財産の取得及び処分並びに多額な債務の負担に関する事項
 - (8) 理事会において総会に付議することを相当と認められた事項
 - (9) 総会において総会で議決すべきものと認められた事項
- 2 総会の議決事項は、会長が、議決案件又は承認案件として理事会の承認を得て総会に提案するものとする。ただし、前項第9号に掲げる事項を除く。

(議決権)

第27条 個人会員は、1の議決権を有する。

- 2 総会に出席することのできない個人会員は、第24条第2項及び第3項の規定によりあらかじめ通知された事項につき、出席する個人会員を指定代理人とした別に定める様式による委任状を議長に提出することにより前条第1項第1号から第8号までに掲げる事項について、議決権を行使することができる。ただし、前条第1項第9号に関する事項については、現に出席した個人会員のみが議決権を行使することができる。
- 3 前項に規定する委任状を提出した個人会員は、総会に出席したものとみなす。ただし、前条第1項第9号に掲げる事項については、この限りでない。

(議決)

- 第28条 総会の議決は、この会則に別段の定めがある場合のほか、出席した個人会員の総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会の議決について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。

(特別議決)

- 第29条 総会の議決事項のうち次に掲げる事項に関する議決は、前条第1項の規定にかかわらず、出席した個人会員の議決権の総数の3分の2以上で決する。
- (1) 役員並びに綱紀委員及び綱紀予備委員の解任に関する事項
 - (2) 第26条第1項第5号から第7号に掲げる事項

(議長)

第30条 総会の議長及び副議長は、総会に現に出席した個人会員のうちから選出する。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び現に出席した個人会員のうち議長が指名したものの2名がその内容を確認して署名押印しなければならない。

(議決結果の公表)

第32条 会長は、会員に総会の議決の結果を速やかに公表するものとする。

第4章 役員

(役員)

第33条 本会に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する人数の役員を置く。

(1) 理事 25名以上30名以内

(2) 監事 2名以上 4名以内

2 前項第1号の理事のうち1名を会長とし、2名以上4名以内を副会長とする。

(役員 の 責務)

第34条 役員は、本会の会員の全体の利益のため、公正にその職務を遂行しなければならない。

(会長及び副会長の職務)

第35条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、担当する各部署を掌理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長の互選により、会長の職務を代理する会長職務代理者を定める。

4 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、理事の互選により、会長の職務の執行を代理する会長職務執行代理者を定める。

(理事の職務)

第36条 理事は、会長の指揮監督の下に、第3条各号に掲げる事項に係る業務を行う。

(監事の職務)

第37条 監事は、会長から提出された決算書に基づき会計及び資産を監査し、その結果についての意見を書面により会長に報告する。

2 監事は、理事、綱紀委員、綱紀予備委員、常設の委員会委員又は特別委員会委員を兼ねることができない。

3 監事は、会長からの要請があったときは、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員 の 選任)

第38条 役員は、別に定めるところにより役員候補者に選考された者の中から総会で選任する。

2 総会において理事が選任された後、直ちに、当該理事を構成員とする理事会を開き、当該理事の互選により会長及び副会長を選任し、当該総会に報告し同意を得なければならない。この場合にあつては、次条第1項本文の規定は、適用しない。

3 前項の理事会の開催については、第43条から第48条までの規定は適用しない。

4 第2項の理事会及び理事に関する事項は、別に定める。

(役員 の 任期)

第39条 役員 の 任期は、選任された定時総会の終了のときからその翌々年の定時総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。ただし、会長にあつては、連続して3回以上再任することはできない。

2 補欠又は増員として選任された役員 の 任期は、同種役員 の 任期の残存期間と同一とする。

- 3 役員が任期の満了又は辞任により退任した場合において、同種役員の定数の3分の1以上の者（監事にあっては、定数の3分の2以上の者）が欠けるに至ったときは、その役員は後任者が就任するまでその職務を行う。

（役員の退任）

第40条 役員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、退任するものとする。

- (1) 本会を退会したとき。
- (2) 法第14条各号に掲げる処分を受けたとき。
- (3) 社員として所属する行政書士法人が、法第14条の2第1項各号又は第2項各号に掲げる処分を受けたとき。
- (4) 第60条第1項第2号又は第3号に掲げる処分を受けたとき。
- (5) 社員として所属する行政書士法人が、第61条第1項第2号から第4号までに掲げるいずれかの処分を受けたとき。
- (6) 総会において解任の議決があったとき。

（費用弁償等）

第41条 役員は、無給とする。ただし、役員又は会員が会務に従事したときは、費用を弁償することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長及び常時勤務する役員に、総会が議決する予算の範囲内で理事会の承認を得て、報酬を支給することができる。
- 3 前2項に規定するもののほか費用弁償及び報酬に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 正副会長会等

（正副会長会等）

第42条 本会に、正副会長会及び正副会長部長会を設置する。

- 2 正副会長会及び正副会長部長会に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 理事会

（構成及び招集）

第43条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ会長（会長職務代理者及び会長職務執行代理者を含む。以下同じ。）がこれを招集する。
- 3 会長は、理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。
- 4 前項の通知には、理事会の日時、場所及び理事会の目的である事項を示さなければならない。
- 5 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(特別招集)

第44条 会長は、理事の総数の過半数の者から理事会の目的及び招集の理由を記載した書面により請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

- 2 前項の請求があった日の翌日から1週間以内に会長が理事会の招集の通知を発しないときには、同項の請求を行った者は理事会を招集することができる。
- 3 理事会の招集手続については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。ただし、前項の規定による召集については、前条第2項及び第3項の規定中「会長」とあるのは、「理事会の招集の請求を行った者」と読み替えるものとする。

(会議)

第45条 理事会の議長は会長とし、副議長は会長が副会長のうちから指名する。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ会を開くことができない。
- 3 理事会の議決は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事会の議決において、特別の利害関係を有する者があるときは、第28条第2項の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは、「理事会」と読み替えるものとする。

(書面による議決)

第46条 会長は、特別の事由があるときは、書面による議決を求めることができる。

- 2 前項の場合において、議決の目的である事項について、理事会の構成員の過半数が書面をもって同意を表したときは、理事会の議決があったものとみなす。
- 3 会長は、遅滞なく、前項の議決の結果を理事に通知しなければならない。

(議決事項)

第47条 理事会は、次に掲げる事項を議決するものとする。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) この会則の施行のための規則その他の規則及び規程の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 連合会の総会の代議員の選任及び解任に関する事項
 - (4) 連合会の役員候補者の推薦に関する事項
 - (5) 会長から付託された事項
 - (6) 業務組織に関する事項
 - (7) その他本会の職務の執行に関する事項
 - (8) 理事会において理事会で議決すべきものと認められた事項
- 2 理事会において議決すべき事項は、会長が議決案件又は協議案件として理事会に提案するものとする。ただし、前項第8号に掲げる事項については、この限りでない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事のうち議長が指名したものの2名がその内容を確認して署名押印しなければならない。

第7章 業務組織

(業務組織)

第49条 第3条に規定する事業を実施するために必要な業務組織等は、別に定める。

- 2 本会は、必要があるときは、常設の委員会及び特定の事業を一定期間行うための特別委員会を設けることができる。
- 3 前項の常設の委員会の設置に必要な事項は、別に定める。
- 4 第2項の特別委員会の設置に必要な事項は、理事会で定める。

(支部)

第50条 本会は、必要に応じ支部を設けることができる。

- 2 前項の支部に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

第8章 綱紀委員会

(設置)

第52条 会員の綱紀保持に関する事項を処理するため、本会に綱紀委員会を置く。

(構成等)

第53条 綱紀委員会は、綱紀委員7名をもって構成し、うち5名以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 綱紀委員会に、2名以内の綱紀予備委員を置く。
- 3 綱紀委員及び綱紀予備委員（以下「綱紀委員等」という。）は、役員、常設の委員会及び特別委員会の委員を兼ねることができない。
- 4 綱紀委員に事故があるとき又は綱紀委員が欠けたときは、次条第1項に規定する綱紀委員長は、綱紀予備委員のうちから綱紀委員の職務を行う者を指名する。
- 5 綱紀委員等の選任、任期、退任及び費用弁償等については、第38条第1項、第39条（第1項ただし書を除く。）、第40条並びに第41条第1項及び第3項の規定を準用する。

(正副綱紀委員長)

第54条 綱紀委員会に、綱紀委員長及び綱紀副委員長各1名を置き、綱紀委員の互選により選任する。

- 2 綱紀委員長は、綱紀委員会の議事を整理し、綱紀委員会を代表する。
- 3 綱紀副委員長は、綱紀委員長に事故があるときはその職務を代理し、綱紀委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 綱紀委員長及び綱紀副委員長に事故があるときは、綱紀委員の互選により綱紀委員長の職務を代理する者

を選任する。

(綱紀委員会の職務)

第55条 綱紀委員長は、会長から会員の綱紀に関する事項又は会員の処分に関する事項等について諮問があったときは、速やかに綱紀委員会を開催し、当該諮問に係る事項の調査を行うとともに会員の処分の可否、処分の種類その他必要な事項を審議し、その結果を会長に答申するものとする。

2 綱紀委員長が、会長の諮問による場合以外で、会員の綱紀に関する事項又は会員を処分すべき事項を知り得たときは、前項の規定を準用することができるものとする。

3 綱紀委員会は、当該会員から事情聴取等を行うときは、当該会員の権利を不当に損なうことのないよう注意し、かつ、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(綱紀委員の職責)

第56条 綱紀委員（職務を行う者を含む。以下同じ。）は職務を行うに当たっては、会員の権利を尊重し、かつ、公平でなければならない。

2 綱紀委員等である者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退任した後も同様とする。

(綱紀委員等の除外)

第57条 綱紀委員等は、次に掲げる事由が存するときは、その職務の執行から排除される。

(1) 自らが調査の対象となったとき。

(2) 調査の対象となった個人又は会員と特別の利害関係（身分関係を含む。）があるとき。

(3) 前2号に掲げる事由のほか、綱紀委員の過半数が、綱紀委員として公正な職務の執行を妨げる理由があるため排除すべきと認めたとき。

(会員の受忍義務)

第58条 会員は、正当な事由がなければ、綱紀委員会の調査、事情聴取等を拒んで서는ならない。

第9章 会員の懲戒処分

(会員の処分等)

第59条 本会は、会員が法令、日本行政書士会連合会会則若しくはこの会則及び規則等（以下「会則等」という。）若しくは総会の議決事項に違反したと認められるとき又は次のいずれかに該当するときは、当該会員に対し必要な処分をすることができる。

(1) 個人会員にあっては、行政書士たるにふさわしくない重大な非行あったと認められるとき。

(2) 法人会員にあっては、その運営が著しく不当と認められるとき。

2 会長は、前項の処分を行うときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問し、その答申を受けた後、理事会の議決を得なければならない。

3 前項に規定する手続に当たっては、当該会員の権利を不当に損なうことのないよう注意し、かつ、当該会員に弁明の機会を与えることができる。

(個人会員の懲戒処分)

第60条 本会は、個人会員に対して次に掲げる懲戒処分をすることができる。

- (1) 訓 告
 - (2) 2年以内の会員の権利の停止
 - (3) 廃業の勧告（会員の権利の停止を含む。）
 - (4) 補助者の廃止の勧告
- 2 前項の規定により停止すべき会員の権利は、次のとおりとする。
- (1) 本会の役員を選任に関する権利
 - (2) 本会の会議、研修会、講演会等に出席する権利
 - (3) 本会の事務所、施設等を使用する権利
 - (4) 文書（会報を除く。）の送付並びに物品の斡旋及び頒布を受ける権利
 - (5) 本会の福利厚生又は共済等に関する規程に基づく金銭等の給付を受ける権利

(法人会員の懲戒処分)

第61条 本会は、法人会員に対して次に掲げる懲戒処分をすることができる。

- (1) 訓告
 - (2) 2年以内の会員の権利の停止
 - (3) 主たる事務所を有する法人会員に対しては、解散の勧告又は従たる事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む。）
 - (4) 従たる事務所のみを有する法人会員に対しては、事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む。）
 - (5) 補助者の廃止の勧告
- 2 前項第2号から第4号までに掲げる懲戒処分により停止される会員の権利は、次のとおりとする。
- (1) 本会の事務所、施設等を使用する権利
 - (2) 文書（会報を除く。）の送付並びに物品の斡旋及び頒布を受ける権利
 - (3) 本会の福利厚生又は共済等に関する規程に基づく金銭等の給付を受ける権利
- 3 第1項の規定は、法人会員を懲戒処分する場合において、当該行政書士法人の社員につき前条第1項各号に掲げる懲戒処分をすべき事実があるときは、当該社員である個人会員に対し、同項の規定による懲戒処分を併せて行うことを妨げるものではない。

(会費滞納者の懲戒処分等に係る手続)

第62条 本会は、当該事業年度において納付すべき会費を正当な理由なく総会で別に定める納入期限の翌日から6月以上の期間にわたって滞納している会員（以下「会費滞納者」という。）に対し、1月以上の期限を定めて、会費を納入すべき旨の催告を行うものとする。

- 2 前項の催告を行っても、なお会費の納入が行われない場合には、会費滞納者の会員として業務を継続して行う意思の有無について、会長の諮問に基づいて綱紀委員会が実施する聴聞及びその答申によって確認しなければならない。
- 3 本会は、前項の規定による意思の確認の結果、その意思がないと認められる者又はその意思があると認められたものの、同項に規定する聴聞の開催後3月以内になお会費の納入を行わない者に対して、理事会の議決を得た上で廃業の勧告を行うものとする。

(知事に対する措置要求)

第63条 本会は、法第14条の3第1項の規定に基づき岡山県知事に対し必要な措置をとるよう求めることができるものとする。

2 本会は、この会則により会員を懲戒処分したときは都道府県知事に対し必要な措置をとるよう求めることができる。

(懲戒処分者等の公表)

第64条 本会は、法又はこの会則による懲戒処分を受けた会員を公表できるものとする。

2 公表に係る事項については、別に規則で定める。

第10章 行政書士の登録の事務

(登録及び届出に関する事務)

第65条 本会は、法並びにこれに基づく命令及び規則（以下「行政書士関連法令」という。）並びに日本行政書士会連合会会則及び連合会の定める規則（以下「連合会会則等」という。）に基づき、行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する事務の一部を行うものとする。

(登録及び届出申請書等の処理)

第66条 本会は、行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する書類の提出があったときは、連合会会則等に基づき、必要な調査を行い、迅速かつ的確にその処理を行うものとする。

第11章 会計及び資産

(事業年度及び会計年度)

第67条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第68条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 補助金及び交付金
- (4) 寄附金
- (5) その他の収入

(予算)

第69条 会長は、毎年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を得て当該年度の総会の議決を得なければならない。収支予算を補正するときも、また同様とする。

2 会長は、予算が成立しない期間においては、通常の職務を執行するために必要な経費に限り理事会の承認を得て支出することができる。

(会 計)

第70条 本会の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、理事会の承認を得て設置することができる。

(予算の流用)

第71条 会長は、支出予算の執行上特に必要があると認めるときは、総会で承認された範囲内において収支予算の科目間の流用をすることができる。ただし、直近の理事会に当該流用について報告しなければならない。

(予備費)

第72条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、支出予算に相当額の予備費を計上するものとする。ただし、特別会計にあつては、この限りでない。

2 予備費は、総会の否決した用途に充てることができない。

3 会長は、予備費の充当をしたときは、直近の理事会へ報告するものとする。

(財産目録)

第73条 会長は、本会の資産及び負債を明らかにするため、毎会計年度末時点における財産目録を作成しなければならない。

(決 算)

第74条 会長は、毎会計年度の終了後、2月以内に決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の決算書は、同項の監査の終了後理事会の承認を受けるものとする。

(資産の管理)

第75条 本会の資産は、会長が管理する。

(財務事務の処理)

第76条 財務事務の処理に関しては、別に定める。

(会員の財産の請求制限)

第77条 会員は、退会した場合において、本会に対し、会則等並びに総会の議決で別段の定めのある場合を除いて財産上の請求をすることはできない。

第12章 会員の責務

(会員の責務)

第78条 会員は、行政書士関連法令、その他法律等、連合会会則等並びに会則等及び本会の総会の議決を遵守し、誠実に業務を行わなければならない。

(品位保持等)

第79条 会員は、絶えず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければならない。

2 会員は、業務上必要な学術の研究及び実務の研鑽に努めなければならない。

(研 修)

第80条 個人会員は、本会又は連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

2 本会の個人会員となった者は、本会の実施する新入会員研修を受けなければならない。ただし、他の単位会から転入した個人会員は、この限りでない。

3 個人会員は、会員証の有効期間ごとに、本会の実施する倫理研修を受けなければならない。

(非行政書士との提携の禁止)

第81条 会員は、行政書士でない者に行政書士の業務を業として取り扱わせるよう協力し、又は援助してはならない。

2 個人会員は、行政書士でない者に雇用され、その者のために法第1条の2に規定する業務を行ってはならない。

(名義貸の禁止)

第82条 会員は、自ら業務を行わないで自己の名義を貸与し、その者をして業務を行わせてはならない。

2 会員は、法人等他の者の名において、業務を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合は除く。

(1) 行政書士法人の社員である会員が、その所属する行政書士法人の名において業務を行う場合

(2) 行政書士又は行政書士法人の使用人その他の従業員である会員が、雇用されている行政書士又は行政書士法人の名において業務を行う場合

(住民票の写し等の交付請求)

第83条 会員は、次に掲げる請求を行う場合にあっては、当該請求が正当な職務上の請求であることを明らかにし、もって請求の対象に記録されている者の権利及び利益を損うことのないようにしなければならない。

(1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写しの交付の請求

(2) 戸籍若しくは除籍の謄本若しくは抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書等の交付の請求

2 職務上請求書を使用する場合は、連合会が定めた職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則を遵守しなければならない。

3 職務上請求書を必要とする会員は、本会から交付を受けなければならない。この場合、別に定

める交付手数料を納めなければならない。

第13章 指導及び調査

(業務に関する勧告等)

第84条 会長は、本会及び会員の業務の適正な運営を図るため、必要があるときは、会員から報告を徴し、必要な勧告又は指示をすることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員の業務を調査することができる。

3 会長は、前2項の規定により報告の徴収等を行うときは、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。ただし、特に緊急を要するためあらかじめ理事会の承認を得ることができないときは、事後に理事会の承認を得ることでこれに代えるものとする。

4 第2項に規定する調査に当たっては、会員は、正当な事由がなければこれを拒んではならない。

第14章 執務通則

(執務)

第85条 会員は、執務に当たっては、行政書士関連法令及び連合会会則等並びにその他の法律等によるもののほか、会則等による。

(事件簿)

第86条 法第9条第1項に規定する帳簿（以下「事件簿」という。）は、別に定める様式によるものとする。

2 事件簿は、毎年更新するものとする。

(会員証の携行及び記章の着用等)

第87条 個人会員は、執務に際しては会員証を携行し、記章を着用しなければならない。

2 法人会員は、その事務所の見やすい場所に会員証を掲示しなければならない。

(補助者の設置等)

第88条 会員は、行政書士業務を行うために必要がある場合に限り、補助者を置くことができる。

2 補助者の設置等に関して必要な事項は、別に定める。

第15章 報酬の額の統計

(報酬の額の統計)

第89条 会員は、その業務に関し受ける報酬の額について、連合会及び本会が行う統計の作成に協力するよう努めなければならない。

第16章 補 則

(名誉会長等)

第90条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長は、総会に諮って会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、理事会に諮って会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の要請により、本会の職務の執行について助言し、かつ、各種の会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、その委嘱をした会長の任期と同一とする。

(規則等への委任)

第91条 この会則に定めるもののほか、本会の職務の執行上必要な事項及び事務処理等についての必要な事項は、規則又は規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則の改正は、岡山県知事の認可の日から施行する。

【全部改正】 (平成21年5月29日総会議決)

(知事認可 平成21年6月1日付岡山県指令総第46号)

(経過措置)

- 2 平成21年5月28日までに入会した会員に交付する会員証又は期間満了を理由として再交付した会員証の有効期間の取扱いは、なお、従前のおりとする。
- 3 第80条第3項の規定は、平成19年5月25日以降に入会した会員及び期間満了を理由とする会員証の更新交付を受けた会員に適用する。

入会金及び会費の額並びにその納入等に関する取扱い

会則第20条第2項及び第21条第2項の規定による岡山県行政書士会に納入すべき入会金の額及び会費の額並びに納入等に関する取扱いを次のとおり定める。

(入会金)

第1条 入会金の額は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 個人会員 | 100,000円 |
| (2) 法人会員 | 100,000円 |

(会費)

第2条 会費の額は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 個人会員 | 月額 5,000円 |
| (2) 法人会員 | 月額 5,000円 |

(新たに会員となる者の入会金及び会費の取扱い)

第3条 行政書士法(昭和26年法律第4号)第6条の2の規定により行政書士の登録を申請する者は、当該登録の申請と同時に入会届を本会に提出すると共に、入会金及び会費を本会に納入しなければならない。

- 2 次条の表に規定する期中途において前項の入会届を提出した場合における納入すべき会費は、別に計算する額とする。
- 3 本会に入会金及び会費を納入した者が、日本行政書士会連合会の行政書士名簿に登録されなかったときは、既納の入会金及び会費を返還する。
- 4 前項の規定により入会金及び会費の返還を求める者は、行政書士名簿に登録されなかった旨を証する書面及び当該納入した入会金及び会費の領収証の写しを添付した返還請求書を本会に提出しなければならない。
- 5 当該返還する入会金及び会費には利子を付さない。

(会費の納入期限)

第4条 会費は、次の表に定める納入金額を各期ごとの納入期限までに納入しなければならない。ただし、当該納入期限が、土曜日、日曜日又は祝日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日を納入期限とする。

期別	納入金額	納入期限
第1期(4、5、6月分)	15,000円	4月30日
第2期(7、8、9月分)	15,000円	7月31日
第3期(10、11、12月分)	15,000円	10月31日
第4期(1、2、3月分)	15,000円	1月31日

(会費の納入並びに会費の割引及び返還に関する取扱い)

- 第5条 会員が、前条の表に規定する期の中途において退会した場合の会費は、月割りとする。
この場合において、退会した日の属する月は1月として計算し、納入した額との差額がある場合は、当該差額を返還するものとする。この場合において、第3条第5項の規定を準用する。
- 2 4月1日に在籍する会員は、当該年度の会費の1年分の額を前条の表で規定する第1期の納入期限までに前納することができる。この場合においては、この納入期限については、前条のただし書の規定を適用する。
- 3 前項に規定する前納を行なう者については、納入すべき額の100分の5に相当する額を割引くものとする。この場合においては、会費前納申出を前項の期限までに本会行わなければならない。
- 4 第2項から前項までの規定により会費を前納した会員が、年度の中途において退会したときは、第1項の規定を適用するものとする。

(会費の減免等)

- 第6条 会員は、災害その他の特別な事由により会費を納入することが困難なときは、本会に会費の延納、減額又は免除の申請を行うことができる。
- 2 本会は、会員から前項の申請があった場合において、必要と認めるときは、第2条に規定する会費の延納、減額又は免除を行なうことができるものとする。
- 3 前項の規定により会費の延納、減額又は免除を行なうときは、理事会の承認を得なければならない。

(会長への委任事項)

- 第7条 第1条から前条に規定する事務に関する事項は、理事会の同意を得て会長が別に定めるものとする。

附 則

この取扱いは、平成21年6月1日から適用する。

(平成21年5月29日定時総会議決)